

江戸川区政務活動費の交付に関する規則

題名改正〔平成25年規則2号〕

制定	平成13年 3月27日	規則第27号
改正	平成15年 3月	規則第 9号
	平成19年 4月	規則第49号
	平成25年 2月25日	規則第 2号
	平成27年 3月25日	規則第 6号
	令和 7年 6月30日	規則第75号

(趣旨)

第1条 この規則は、江戸川区政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月江戸川区条例第2号。以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費（以下「活動費」という。）について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成25年規則2号〕

(会派届等)

第2条 条例第2条第1項の規定により活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び議員の職にある者（会派に所属しない者に限る。以下「無所属議員」という。）は、区長に対し、議長を経由して会派にあっては会派届（第1号様式）を、無所属議員にあっては無所属届（第2号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項の会派届の内容に異動が生じたときは、会派の代表者は、区長に対し、議長を経由して異動届（第3号様式）を提出しなければならない。
- 3 会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、区長に対し、議長を経由して解散届（第4号様式）を提出しなければならない。
- 4 無所属議員が会派に所属するときは、当該無所属議員は、区長に対し、議長を経由して無所属解消届（第5号様式）を提出しなければならない。

一部改正〔平成25年規則2号・27年6号〕

第3条 削除

削除〔平成27年規則6号〕

(交付申請)

第4条 活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び無所属議員は、区長に対し、議長を経由して交付申請書（会派にあっては第6号様式、無所属議員にあっては第7号様式）を当該年度の4月15日までに提出しなければならない。ただし、任期満了等の特別の事情があるときは、区長が別に定める提出期限までに提出するものとする。

一部改正〔平成25年規則2号・27年6号〕

(交付決定)

第5条 区長は、前条の規定により申請のあった各会派及び無所属議員について交付すべき年度分の活動費の額を決定し、当該会派の代表者及び無所属議員に決定通知書（会派にあっては第8号様式、無所属議員にあっては第9号様式）により通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則2号・27年6号〕

(交付請求)

第6条 会派の代表者及び無所属議員は、活動費の交付日の14日前までに、区長に対し、交付請求書（会派にあっては第10号様式、無所属議員にあっては第11号様式）を提出するものとする。

一部改正〔平成25年規則2号・27年6号〕

(使途基準)

第7条 条例別表に掲げる支出項目ごとの使途基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

2 活動費は、別表第2に掲げる経費に充ててはならない。

一部改正〔平成19年規則49号・25年2号〕

(報告書等の事前確認)

第7条の2 会派の代表者及び無所属議員は、条例第6条の規定により作成した実績報告書及び領収書等の証拠書類（以下「報告書等」という。）について、会計年度終了後1月以内にこれを議長に提示し、使途基準への適合、記載の不備、書類の不足等について事前確認を受けなければならない。

2 前項による事前確認の結果、議長が報告書等の修正又は追加が必要であると認めた場合は、会派の代表者及び無所属議員は、報告書等を修正し、又は追加し、議長に再度提示しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、会派の代表者及び無所属議員から書面による申出があった場合において、議長が認めるときは、別に議長が定めるところにより事前確認を行うことができる。

追加〔令和7年規則75号〕

(実績報告書の写しの送付)

第8条 議長は、条例第6条の規定により提出された実績報告書（会派に係るものにあっては第12号様式、無所属議員に係るものにあっては第13号様式。以下「報告書」という。）の写しを区長に送付するものとする。

一部改正〔平成25年規則2号・27年6号〕

(会計帳簿等の整理保管)

第9条 活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び無所属議員は、活動費の支出について会計帳簿を調製し、当該活動費に係る報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

一部改正〔平成19年規則49号・25年2号・27年6号〕

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成15年3月12日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年4月10日規則第49号）

この規則は、平成19年5月2日から施行する。

付 則（平成25年2月25日規則第2号）

1 この規則は、平成25年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則の規定は、施行日以後に区長に提出する会派届、異動届、解散届、交付申請書、請求書、実績報告書（施行日以後に交付される政務活動費に係るものに限る。）及び区長が通知する決定通知書から適用し、施行日前にこの規則による改正前の江戸川区政務調査費の交付に関する規則の規定により区長に提出した会派届、異動届、解散届、交付申請書、請求書、実績報告書及び区長が通知した決定通知書については、なお従前の例による。

付 則（平成27年3月25日規則第6号）

この規則は、平成27年5月2日から施行する。

付 則（令和7年6月30日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

支出項目	具体例
1 調査費	(1) 講師謝礼 (2) 行政分析、研究やアンケート調査等の委託費 (3) 講演会、シンポジウム等の参加費及び旅費（ガソリン代、タクシーチケット代、駐車代を含む。） (4) 海外視察、管外視察、その他の視察調査費 (5) 区民又は各種団体の会合等への参加費（主として、親睦又は飲食を目的とするものを除く。） (6) 区民相談業務費（生活、法律相談等） (7) 政務活動のための交通費
2 人件費	常勤又は臨時に雇用した者に支払う賃金等（給料、一時金、社会保険料、退職金、退職金掛金、通勤手当等）
3 資料費	(1) 書籍、新聞、雑誌、その他資料（電子情報等を含む。）購入費 (2) 資料作成印刷費 (3) 外国文献翻訳料
4 会議費	会議運営費（食事代、会場使用料、資機材運搬、借上料等）
5 事務費	(1) 通信費（電話、ファックス、郵便料、テレビ利用料等） (2) 事務機器の購入、使用料、保守委託料等 (3) 事務用品購入費 (4) 事務所賃借料、光熱水費等
6 区政活動報告費	普及啓発費等（活動報告、お知らせ、案内状、区政ニュース等作成配布、広報車雇上げ等）

全部改正〔平成25年規則2号〕、一部改正〔平成27年規則6号〕

別表第2（第7条関係）

1 慶弔等の交際費的な経費
2 党費、党大会参加費等の政党の活動に属する経費
3 選挙運動及びその事前運動等の選挙活動に伴う経費
4 親睦等の私的活動に属する経費

追加〔平成19年規則49号〕